

第三セクター等経営健全化方針

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日：令和4年9月30日
作成担当部署：北中城村役場企画振興課

2 第三セクター等の概要

法人名：沖縄県町村土地開発公社
代表者名：理事長 比嘉 孝則
所在地：沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426-2
設立年月日：昭和49年3月29日
資本金：1億2,834万6千円【当該地方公共団体の出資額（出資割合）471万6千円（3.67%）】
業務内容：公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

沖縄県町村土地開発公社北中城社の借入金、利息については、北中城村が債務保証をしており、利息を支社の預金で毎年返済している状況にあります。現在、支社で保有する土地は次のとおりとなっています。

- ①「サウスプラザ地区用地」 令和8年度、12,171㎡（4億3,700万2千円）
- ②「アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地」 令和7年度、6,318㎡（5億3,418万6千円）

※上記①②は、令和3年度決算数値

村の標準財政規模に占める割合が21.2%（R3年度決算）で、平成28年度の35.8%に比べ減少しているが、これは、単に財政規模が大きくなったことによるもので、引き続き財政的なリスクを有するものとし経営健全化を進めていく必要があります。

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

支社の経常経費は証明手数料に限られ、利息の支払いは毎年発生するものの、所有する土地の民間への賃貸借料が、利息を上回っているため、先行取得用地を支社で保有することにより利息が膨らむことは無い状況です。
経営健全化のためには、公社で保有する土地を村が買い戻す必要がありますが、それぞれの計画に沿った買い戻しを行っていくこととなります。

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

公社が保有する土地の計画に沿った買い戻し計画は次のとおりです。

- ①「サウスプラザ地区用地」
当地区は隣接するロウワープラザ地区の返還に合わせて、一体的に整備する方針であり、土地区画整理事業により新たに生じるコミュニティに対応するための交流拠点となる施設整備を行う予定です。補助事業の採択に合わせて土地を買い戻す予定です。
- ②「アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地」
アワセ土地区画整理区域内の村民体育館用地で、公共施設整備基金へ積み立てを行い、土地を買い戻す予定です。

(参考)

6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額（百万円）			損益計算書から	項目	金額（百万円）		
		H30年度	R1年度	R2年度			H30年度	R1年度	R2年度
	資産総額	4090.8	4,702.7	4,290.6		事業収益	81.2	7.4	9.6
	（うち現預金）	(2,293.7)	(2,143.3)	(1,507.2)		事業原価	73.7	0	0
	（うち売上債権）	(0)	(0)	(0)		販売費及び一般監理費	0.8	8.1	7.5
	（うち棚卸資産）	(1,797.1)	(2,559.4)	(2,783.4)		事業外収益	0.8	0.8	1.2
	負債総額	1,937.9	2,549.7	2,134.2		事業外費用	0.8	0	0
	（うち当該地方公共団体からの借入金）	(0)	(0)	(0)		経常利益（損失）	0.1	0.1	3.4
	純資産額	2,153.0	2,153.1	2,156.4		当期利益（損失）税引後	0.1	0.1	3.4

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること